

1 開催日 平成 26 年 5 月 28 日 (水)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 26 号 高知市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 27 号 高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第 4 市教委第 28 号 高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について

日程第 5 市教委第 29 号 高知市立公民館条例施行規則の一部改正について

日程第 6 市教委第 30 号 平成 27 年度高知商業高等学校入学定員について

日程第 7 市教委第 31 号 「高知市いじめ防止基本方針」の策定について

4 報告

○新図書館等複合施設建築工事について

○行政情報一部公開決定及び訴訟の経過について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	谷 智 子
	2 番委員	山 本 和 正
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育政策課長	高 岡 幸 史
	学校教育課長	野 村 能 教
	生涯学習課長 (参事)	吉 野 晴 喜
	スポーツ振興課長	池 内 章
	人権・こども支援課長	中 田 正 康
	人権・こども支援課生徒指導対策監	横 田 隆
	市民図書館長 (参事)	貞 廣 岳 士
	民権・文化財課長 (参事)	筒 井 秀 一
	教育政策課長補佐	宮 田 小 町
学校教育課指導主事	竹 村 晃	
教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦	
教育政策課主任	横 田 由 紀 子	

1 平成 26 年 5 月 28 日 (水) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 40 分 (たかじょう庁舎 5 階北会議室)

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

谷委員長

それでは、ただいまから、第 1131 回高知市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は野並委員をお願いします。

それでは、議案審議に移ります。日程第 2 市教委第 26 号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民権・文化財課長

民権・文化財課の筒井でございます。

「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とさせていただきます。資料は 2 ページ、3 ページでございます。この 5 月末で、全委員の任期が満了いたしますので、新しい委員の委嘱をお願いするものでございます。

高知市文化財保護条例におきまして、この審議会は教育委員会の諮問に応じて文化財の保全及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議するという任務となっております。審議会は 15 人以内で組織し、学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱をしまして、委員の任期は 2 年となっております。

今回、3 ページに掲載してございますが、全部で 13 人、新任は、4 番県立美術館の学芸課長の川浪さん、12 番県教委の青少年センターの次長の三本さん、そして 13 番土佐山内家宝物資料館の企画課長の横山さんをお願いをしているところでございます。

なお、それぞれ第 1 部会、第 2 部会、第 3 部会という形で専門分野を分けておりまして、それぞれご専門のところの部会に所属して議論をいただくということとなっております。以上でございます。

谷委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

西森委員

男女比はどんなになっておりますか。

民権・文化財課長

13 名中 2 名でございまして、15% ということでございます。それぞれご専門の中から女性の委員さんも探す努力を一定するわけでございますが、今回このようなことでお願いしているところでございます。

松原教育長

1 番と 4 番ですか。

民権・文化財課長

1 番の委員と 4 番の委員でございます。

谷委員長

他にはありませんか。

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 26 号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第26号は原案のとおり決しました。

次に日程第3 市教委第27号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

スポーツ推進課長

スポーツ振興課の池内です。

議案につきましては、スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴いまして、新たに選任する必要があることからご審議をお願いするものです。

この審議会につきましては、高知市スポーツ推進審議会条例に基づき設置しているもので、教育委員会の諮問に応じて、スポーツに関する推進計画や基本的施策について調査審議していただくことを任務としておりまして、学識経験者や行政機関の職員など15名以内で組織するという規定になっております。

今回、5ページに名簿を付けさせていただいておりますが、大学の先生、体育団体の役員や高知市スポーツ推進委員など13名の委員を委嘱したいと考えております。

全員、前任期に引き続いてお願いをすることとしておりますが、4番の方と11番の方は新任と書いておりますが、これは組織、団体の役職員の変更に伴って、新しい新任者に委嘱をするということにしています。ちなみに委員13名のうち女性委員は、4名となっております、割合としては30%ということになっております。説明は以上です。

谷委員長

この件について、質疑等ありませんか。よろしいですか。

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第27号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第27号は原案のとおり決しました。

次に、日程第4 市教委第28号「高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課長の吉野です。よろしくお願いたします。

今回、高知市春野文化ホールピアステージ条例の第20条の規定に基づきまして、ピアステージ運営審議会の設置の中で、審議会の委員が任期満了になりまして、今回7名の委員をお願いするものです。このピアステージにつきましては、文化ホールの運営に関する事項について、調査審議するために審議会を置いておりまして、委員7名以内をもって組織するというところで、任期2年となっております。

資料の方は7ページでございますが、7名の方が平成26年5月31日までの任期でしたので、この7名ですが、全員再任ということになっております。女性が、2番の片山さんだけですので、14%ということになっております。説明の方は以上でございます。

西森委員

今回、全員適任な方がいらっしゃって再任ということなのでこれでよろしいと思うのですが、今後、入替時期に、特に文化関係ですから、女性の人材も求めやすい分野かと思うので、女性の増員に配慮していただければいい感じですか。

生涯学習課長

ここの住所にございますように、全員春野の方でございまして、合併の当時からなっておられる方が多いようです。それで、続けていただける方をなかなか解任して、次ということにはすぐにはならないので、ただ努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

西森委員

お辞めになる方がいる時には、また、検討いただけたら。

谷委員長

委員は全部で7名ですか。それではまたの時に。

松原委員長

これは、努力目標は30%になっているのか。30%位は努力目標でやれという方針が、市としては出ているのか。何%ですか。

市民図書館長

男女比率で、4対6。どちらが4でも6でもいいということですが。

松原教育長

最低でも4と。

市民図書館長

そうです。

松原教育長

できるだけ努力してもらって。

谷委員長

よろしくお願いします。他にはありませんか。

それでは他にご意見がないようですので、市教委第28号「高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第28号は原案のとおり決しました。

次に、日程第5 市教委第29号「高知市立公民館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課長の吉野です。よろしくお願いいたします。

「高知市立公民館条例施行規則の一部改正について」です。第7条第2項中「2箇月」を「6箇月」に改めるということで審議をお願いしたいと思います。

これには、経過がございまして、お手元に中央公民館の活性化についてという資料がございますが、この資料の左の上の現状のところを見ていただきますと、稼働率及び利用者数ということで、利用者数も稼働率も右肩下がりで、ずっと下がってきております。あと、中央公民館ですけれども、平成23年一時上がっているのは、県民文化ホールが、改修のために閉館していましたので、その分の影響が出たと思われれます。

それから、その右の方に、平成14年から平成22年までの使用料等に関する経過というものがございます。

そこで平成21年ですけれども使用料の改定で、15.8%のアップをしております。続いて平成22年の減免率の見直しということで、サークルなどに5割減免をしていましたが、その減免を止めています。これは高知市が、財政難に陥ったこともありまして、一旦使用料を確保するためにやった措置ですけれども、それから4年が経ちまして、下のグラフのように、団体利用数として青色の企業などが微増ですけれども、これは中央公民館というのがかかるぽーとにございますので、かるぽー

との大ホールとかと一緒に企業などが使っていくには、利用価値があるということで、若干伸びておりますが、オレンジ色のサークル等が半減しております。これは、やはりサークルが使う場合に料金が高いということで、平成21年、22年と続けて料金改定があり、それから減免を止めたということで、サークル活動をするのに支障が出てきたという現場の意見も聞いておまして、それで、サークルが段々止まっていつている状況もありまして、そういうことから、このままではじり貧になるということで、何かをするべきだということで、活性化の措置として、右にあります施策を3点考えております。

その1点目が、5割減免を今度また8月から予定しておりますが、また5割減免を始めていこうと。2点目が、使用願の受付開始時期の変更ということで、今回の規則改正をお願いいたしております。2か月前の1日目、朔日から始める予約解消を6か月前に改めることによって、利用者の便宜を図っていこうという措置。それから3点目の許可基準の見直しということで、民間教育事業者が、営利事業を目的としてやっていたものに関しては、ずっとお断りしてきた状況がございましたけれども、少しその辺の解釈を拡大しまして、もう少し受け入れをやっていこうと。

この3点をやっていくことによって、稼働率をアップさせていきたいというふうなことを考えております。その2点目に挙げています開始時期の変更ということでこの施行規則の改正をお願いしております。以上です。

谷委員長

この件に関して質疑等はございませんか。

西森委員

これは、変更になったとしましたら、周知策としたらどういう方法、広報としてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

生涯学習課長

今回教育委員会の方でご承認いただきましたら、6月から館の予約が始まる時に周知していくという方法与7月1日の『あかるいまち』に掲載することによって周知していくと。

それで、相手のサークルがございまして、サークルにはこちらの方からもお知らせするという事で、6月、7月をかけて周知することによって8月から実際に減免をするというような形に持っていこうと思っております。

西森委員

もしかしたら、過去にやろうと思ったけども、2か月前ではちょっときついと言って回避した団体があつたとすれば、逆にそういうところには、できたらアピールしていきたいと思ったものですから、『あかるいまち』にですね。分かりました。

谷委員長

その他にはありませんか。

山本委員

この公民館活動は、今現在、サークル活動のみが中心になるのでしょうか。

かるぽーとができた時には、社会教育行政の中心的な役割ということで進めてこられた経緯があると思いますが、その中で現在は稼働率を上げるための、例えばサークル活動を優先しているのか、逆に地域の方々の社会教育をどういった形で取り組んでいくのかという辺りはどうでしょうか。

生涯学習課長

地域の方々の社会教育活動は、地域それぞれに公民館もございまして、そちらを利用してもらっている方が結構ございます。

それで、中央公民館は地域のというところとは一線を画しておまして、高知市地域全体から申し込みを受け取っております。それで先程の他の公民館ですと地域の活動を優先する場合は、使用料は全額減免とか全額免除とかできていますけれども、中央公民館はそういうのがないので、返却するという案でございまして。それで、社会教育活動自体は、もちろんサークル優先とかということ

でなくて、今実際のところは、ここにありますように、稼働率、今本当にほとんど閉まっておりま
す状況ですので、競合というのはあまりしない。

競合したらどちらを優先するかというのは、なかなか、そこまでいってくれたら嬉しい話になっ
ております。

山本委員

なかなか難しいとは思いますが、やはり内容の充実した取組というの、今後こういった活動の
中に入れていく必要があるのではないかと思いますので、またご検討のほうお願いしたいと思いま
す。

谷委員長

その他には、よろしいですか。

要するに2か月を6か月にしたということによって活性化が図れるのかというのはありますよ
ね。

生涯学習課長

それも1つの策ということで、減免ができるということが、サークルが無くなっていくサークル
をまた呼び起こすとか、新たに作ってもらうとか、そういうことで少しずつ掘り起こしていきたい
というの、6か月にするのはあくまで便宜を図っていく為ということで考えていただいた
らと思います。

谷委員長

他によろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので、質疑を終了し採決に移ります。

市教委第29号「高知市立公民館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決すること
にご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第29号「高知市立公民館条例施行規則の一部改正につ
いて」は、原案のとおり決しました。

次に、日程第6 市教委第30号「平成27年度高知商業高等学校入学定員について」を議題としま
す。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村でございます。

お手元の別綴じの平成27年度高知商業高等学校入学定員および選考審査（案）と記載しました資
料を出していただきたいと思えます。

平成27年度の公立高等学校入学者選抜制度に関わります高知商業高等学校の入学定員と選考審査
についてご審議をお願いいたします。

27年度より新しい入学者選抜制度が実施されることとなっております。大きな変更点といたしま
しては、全日制高等学校の前期選抜における募集定員が、これまで全入学定員の80%程度とされて
いたものが、100%募集となり、名称もこれまでの前期、後期、再募集から、A日程、B日程、C日
程に変更されております。

これまでも、受験希望の多かった市内校におきましては、A日程の1回で入学定員が充足されるこ
とが予想されます。

お手元に県教育委員会の中学1年生の保護者の皆様へという資料があろうかと思えます。この1ペ
ージを開いていただきますと、左側に入学制度の変更内容が書かれておりますので、合わせてご覧
いただきたいと思えます。

B日程は、A日程において入学定員に満たない学科の募集人員と、定時制、通信制課程の入学定員を募集し、B日程で定員を満たさない場合、C日程で再募集することとなっております。

県下の中学生の卒業者と公立高校の入学定員の状況といたしましては、お手元のホッチキス止めの資料1枚めくっていただきますと資料1が出て参ります。ご覧いただきたいと思っております。

平成27年3月時点での県下の中学卒業予定者数は、国・公・私立合わせて6,668人で、前年度比50人の増加。本市の中学卒業予定者数は、2,078人。前年度比で76人の増加が見込まれているところです。

次に、もう1枚めくっていただきまして、資料2をご覧ください。商業高校の全日制の課程におきましては、ここ数年、前期選抜では、300人を超える受験者数を得ており、後期、再募集において、情報マネジメント科が1名の定員割れを起こしたものの、高い受験者数を維持しております。

平成27年度は、県立高校の定員変更はない予定であり、商業高校全日制の入学定員につきましては、これまでどおり現状の280人を維持したいと考えております。また、定時制の課程は、商業科1学級40人として、不登校経験者等の受け入れを含め生徒数の確保を図り、現状定数を維持したいと考えております。

次に、二つ目の選考審査の内容についてでございますが、社会マネジメント科における、学力検査において英語の配点を1.5倍とする傾斜配点を27年度入試から新たに行うものでございます。

社会マネジメント科は、以前の国際コミュニケーション科を継承する科であり、本科はグローバル化への対応、国際社会に貢献できる人材育成を目的としております。

ただ、進路保障として、全商英語検定1級、実用英語技能検定2級を基に、推薦英語入試を活用しての語学系、国際関係学科への進学を目指しております。

この目的を達成するためにも、英語の傾斜配点を導入することで中学生の入学動機の明確化にもなり、入学後も目標を持って計画的かつ意欲的に語学学習に取り組むことに繋がるものと考えております。

三つ目に、定時制の課程における成人特別選抜の実施でございます。

この成人特別選抜は、これまでも一部の学校において実施をされていたものであり、選考審査において、学力検査を課さない制度でございます。

学び直しの機会を拡充する観点から、27年度から県下全ての定時制高校において実施されることに伴い、商業高校定時制においても一定の割合、1割程度を設け、実施したいと考えています。

これまでの志願状況から、中学生の志願状況に影響はないと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

谷委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

西森委員

昨今、県教委の方で話題になっていることで認識したのですが、南高校とか、西高校とかは、やはり国際的な人材を養成したいというようなことでスローガン掲げてらっしゃいますよね。そこの特徴の違いとか、個性の違いとか、売りの違いというのは何かあるのですか。

学校教育課長

英語ということであれば、西高校の英語科、それから南高校の国際関係科ですかね。それで、商業高校の場合はお手元に26年度の学校案内があるわけですが、そこを見ていただきましたら、社会マネジメント科ということで、商業高校では、社会貢献活動を学び行動するというところで、国際コース、地域実践コースというところでこの科を設けております。

英語というところでいきますと、西高校とか南高校と共通部分もあるわけですが、商業高校としてこういう地域貢献活動を学び、活動するというようなところに特徴を持たせて、この科を新たに設けておるといっております。

西森委員

ありがとうございます。

松原教育長

簡単に言えば、商業系の要は何というか英語科みたいな形ですよ。それで将来的にそういう子どもというのは、商業系の大学に行くというふうなことを目指した商業英語と言った方が分かりやすいかな。

谷委員長

これは、あのバカロレアというのとはまた違うのですか。

学校教育課長

それとは違います。

松原教育長

このバカロレアというのは、今度、西高校に統合されるという学校は、それを狙って作ろうという考え方を持っておるようですね。

谷委員長

他にはありませんか。

高知市内の在住の率というか、そういうのは全然規定はないのですかね。入試においては。

竹村学校教育課指導主事

学校教育課の竹村でございます。入試の段階で、市内、市外の区別はございません。

谷委員長

ただ、高知市立の学校なので、高知市の子どもたちが入ったらいいという思いはするのですが。

松原教育長

商業高校は、全県1区ですとやっていますので、どこの市町村でも同じように力があれば入れるという学校です。

我々としては、高知市の子どもがたくさん入って欲しいという気持ちはあるのですが、今はすべての学校に学区制が無くなったということです。

谷委員長

分かりました。他にはありませんか。

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に入ります。

市教委第30号「平成27年度高知商業高等学校入学定員について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第30号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7 市教委第31号「高知市いじめ防止基本方針の策定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課の中田です。

高知市いじめ防止基本方針の策定についてご説明をいたします。

お手元の資料、高知市いじめ防止基本方針検討委員会報告書をご用意ください。

本年3月の教育委員会定例会におきまして、報告事項で、経過及び高知市いじめ防止基本方針案をお示ししてきましたが、この度パブリックコメントを経て、最終の第3回の検討委員会を終了いたしましたので、ご報告いたしますとともに、高知市いじめ防止基本方針案についてご審議をお願いいたします。

お手元の高知市いじめ防止基本方針検討委員会報告書を1枚お開けください。

左側には11名の検討委員の皆様の名簿を載せております。名簿は13名となっておりますが、6番目と8番目の津野さん、弘瀬さんが4月に異動になりましたので、12番と13番の岡添さん、中屋さんに新たに委員になっていただいたためでございます。

右側には、会議等の経過を載せております。

この本検討委員会は3回実施をされまして、遠藤委員長さん、それから依岡副委員長さんの下、3回の審議を行っております。

その会議の経過を見ていただきますと、2月に第1回目、3月に第2回目の検討委員会を開催いたしまして、3月の定例教育委員会でご報告をいたしております。

そして4月14日から5月14日までパブリックコメントの募集をいたしました。パブリックコメントにつきましては、市民からのご意見はございませんでした。

5月23日に第3回の検討委員会を終了し、検討委員会より報告を受けたものということになります。

次ページをお開けください。次ページには検討委員会の設置要綱を付けております。次に、高知市いじめ防止基本方針案についてご説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、高知市いじめ防止基本方針案目次、そしてはじめにということになっております。

3月にご報告いたしましたものから、パブリックコメント後に修正をいたしました箇所につきましては、教育委員さん及び市の担当部局よりご意見をいただいた部分についての検討を含めまして、第3回の検討委員会で審議、決定をいただいたという形になっております。

次に修正の主なものといたしまして、この案の2ページをお開けいただきますと、下線を引いた部分がございますけれども、この部分がパブリックコメント後の修正箇所ということになります。

修正の主なものとしましては、ご意見をいただきまして加筆したもの、あるいは文末の努めるというような表現の問題で、もう少し積極的な表現にした方がいいのではないかとといったご意見から修正したもの、そして本文自体が分かりにくいということで分かりやすくしたものなどでございます。

順次、ページに従って修正箇所のご説明をいたします。

お開けいただいております2ページでございます。点線囲いの部分の学校と施設という部分で、「通じて行う。」というところに下線がありますが、これが「通じて目指す。」としておりましたものを、「目指す」のではなくて「行う」という形に修正をしております。

そして一番下の行、「見守りを行う。」とありますが、これは「見守りが行われるよう努める」となっていたものを「行う」と修正をいたしております。

3ページ、上から5行目の「関わりをしていく。」という部分ですけれども、これを「関わりをしていくよう努める。」と、この「努める」を「していく」と修正をしております。

続きまして、修正箇所ですが5ページをご覧ください。いじめの理解の部分で、「同様に」、「心身」という箇所に下線を入れておりますが、この部分が、「とともに」となっておりましたものを、表現として「同様に」と改めました。

それから、「心身に」というところは、「身体に」となっていたのですが、体だけではないだろうということで、心ということで「心身に」と改めております。

続きまして、4の高知市のいじめの現状の部分でございます。「長期化する」となっておりますが、ここは、「長期化を余儀なくされる」と表記いたしておりました。しかしながらいじめを受けた人の立場に立った時に、余儀なくという表現が気になるということで、余儀なくを除けまして「長期化する」という表現にしております。

それから、5ページの下段に下線を5行引いておりますけれども、この部分につきましては、下線部2行目の「また、いじめを受けている本人からの訴えもあるものの」という部分ですが、この部分が下線の最後にきておまして、文書の構成として分かりにくいというご意見をいただきまして、現状のように修正をいたしましたものでございます。内容的には変わっておりません。

6ページをご覧ください。6ページ5の(1)いじめの防止の部分ですけれども、「人権に対する感覚」というところに下線があります。これは「人権感覚」ということが、一般市民には分かりづらいということで、この「人権感覚」を「人権に対する感覚」と修正をいたしました。

続きまして8ページをご覧ください。8ページ2の1の(2)高知市いじめ防止等対策委員会の設置の部分で、「公明性、中立性を確保する。」となっておりますが、ここは「確保するよう努める。」と表記しておりましたが、それを「確保する」という形に直しております。

説明の途中ではありますけれども、この(2)の高知市いじめ防止等対策委員会の設置につきましては、先日の新聞報道でも、マスコミ報道でもご存知かとは思いますが、5月26日の月曜日に6名の委員の委嘱を行いまして、第1回の委員会を開催し、委員会の所掌事項や重大事態への対応についてご協議をいただいたところでございます。

今後第2回の会が10月頃に予定をしております、いじめ防止の具体的な取組、対応事例、重大事態への対応のガイドラインなどについてご審議をいただく予定になっております。付け加えておきます。

9ページをご覧ください。9ページの①アでございますが、同じく「人権感覚」を「人権に対する感覚」と改めております。それから同じくアの「取組を支援する。」というところですが、こちらも「取組の支援に努める。」としておりましたので、「支援する」という形にしております。

続きましてエの部分ですが、こちらも「支援に努める。」としておりましたものを、「取組を支援する。」という形に修正をしております。

カの部分ですけれども、こちらは、迅速な対応に努めるよう「学校への周知に努める。」としておいたものを、「学校への周知を図る。」と修正をしております。

10ページをお開けください。10ページの修正につきましては、「人権に対する感覚」ということで、同じく「人権感覚」という表記を修正しております。

11ページ上段の3行目のところになりますが、ここは「対策の実施に努める。」としていたものを「対策を推進する。」という表記に修正をいたしました。

続きまして、13ページになります。13ページの上段の下線部分は、加筆をした部分でございます。

この部分につきましては、いじめを行った児童、生徒や保護者に対する対応についても書いていただきたいといった趣旨のご意見もいただきましたので、もう少し付け加えをさせていただきました。

いじめた側の児童、生徒への指導、支援、保護者との協力や支援について加筆いたしますとともに、プライバシーについても加筆をいたしております。

15ページをお開けください。15ページの修正点につきましては、「について」という部分をこのように「とし、」、それから「より、」という部分を「よって、」と、表記ですが、ちょっと分かりにくいということで、分かりやすく修正をしております。

また、「公平性、中立性を確保する。」という部分は、同じく「努めなければならない。」と表記しておりましたので、「確保する。」としております。

それから、いじめられた児童、生徒からの聞き取りが可能である場合の4つ目のポツでございます。この部分は加筆をした部分です。

いじめは許されないという観点からも、いじめる児童、生徒への厳正な対応について触れておく必要があるのではないかといった趣旨のご意見をいただきましたので、下線のような内容を追加しております。

続きまして、16ページをご覧ください。16ページの(2)①対象者の再調査のところですが、こちらの部分も「努めなければならない。」としておりましたので、「確保する。」という表現に改めております。

修正点最後でございますが、17ページのⅢその他留意事項、3つ目のまると4つ目のまるとでございまして、全文下線が引かれております。

この部分につきましては、第3回の検討委員会でも、表記が分かりにくいということでご審議をいただいたものでございますが、その部分更に事務局で検討いたしました結果、もう少し分かりやすい表記にということで、ここの部分につきましては、第3回の検討委員会の終了後ではございましたが、本定例教育委員会にご提案するに当たりまして、分かりやすい表記にということで、修正をしております。修正点については以上です。

続きまして、基本方針の特徴的な部分を若干ご説明させていただきたいと思っております。3ページにお戻りください。

先程も少し触れましたけれども、この点線囲みをしている部分がございますが、ここの部分は高知市独自のものということになりまして、いじめ問題は社会総がかりで取り組むため、それぞれの立場でどのように考え、取り組むのかということをも市教育委員会、学校、保護者、市民、子どもとしてということで、お示しをした部分ということになります。

それから、続きまして8ページの方をお開きください。8ページの(3)市におけるいじめ防止等の施策という部分がございます。これは、8、9、10、11ページまで続きますけれども、ここの部分につきましては、かなり市のオリジナリティー、市独自の記述ということになっております。

例えば、開いていただいております9ページの①のアでございますが、そこには高知市教育振興基本計画というものを持ってきておりますし、あるいは、人権教育といった部分に触れております。

それからアの最後の部分などには、基本的な生活習慣の定着ということも織り込ませていただいております。

続いて、イの部分でありますと、ここには、高知市で作成しておりますメッセージ集、あるいはリーフレットそういったものの活用を進めていくということにしております。

それから10ページをお開きください。10ページの③いじめへの対処に関する施策につきましては、ウの部分ですけれども、その表記の中に生徒指導スーパーバイザー等の派遣という、これも県市連携ではございますが、高知市独自の事業としているものを入れております。

それから④の教職員・関係行政職員の資質能力の向上といったことにつきましては、教職員だけではなくて、関係行政職員の研修の実施ということも盛り込んでおります。

そして⑤につきましては、関係団体ということで、具体的な関係団体、イの部分であれば、青少年育成協議会、高知市交通安全会議、あるいは町内会、民生委員等々の具体的な名称も入れ、記述をさせてもらっております。

続いて12ページをお開きください。12ページの(2)、学校におけるいじめ防止等に関する措置の部分①におきましては、ここにはいじめの防止について学校の措置ということで書いてあるわけですが、道徳教育から人権教育でも取組ということを入れておりますし、高知市教育委員会が作成しました学級経営ハンドブック等の活用、あるいは集団づくりやあったかアンケートを活用した人間関係、学級風土づくりなどを推進するという、高知市で作成した独自のものを使って、学級風土を作っていくということを述べております。

大きく申しますと、そういったところが特徴的なところになろうかと思います。

高知市いじめ防止基本方針につきましては、教育委員会での議決をいただきました後、市長までの決裁をいただき、策定の運びとなります。

それでは、この報告書のとおり高知市いじめ防止基本方針案を決定してよろしいでしょうか、ご審議をお願いいたします。

谷委員長

この件について、大変重要なことだと思いますので質疑等ありましたらお願いします。

松原教育長

1つだけすごく気になることがあるんですが、9ページの①いじめ防止に関する施策アのところ。これは高知市のオリジナリティーということで言われたわけだが、最後の方で、「また、児童生徒

の健康に対する意識を高め、基本的な生活習慣の定着が図られるよう、学校・家庭での取組を支援する。」ということがあります。

これがどうしていじめ防止、いじめの問題に関わってくるんだろうか。例えばいじめられている子どもが、健康に対するいろんな問題があって、いじめられているんだという受け取り方をされるケースが出てくる可能性があるような感じがするんですよ。

それで基本的な生活習慣が乱れているのでいじめられていると、いじめられるとか、いじめるとか、これは必要ないのではないか。

例えば、いじめられる子どもにとっては、基本的な生活習慣が乱れているからいじめられるとか、あるいは健康に対する意識が低いためにいじめられるとかいうことはないわけでしょう。

人権・こども支援課長

いじめはいかなる理由があっても、いじめてはいけないということがあるわけですが、様々な理由を付けていじめに繋がったりする部分というのは当然あるかと思いますが、ここの部分につきましては、これが原因でいじめがされるとかそういう記述という意味合いではございません。

検討委員会の中で、委員さんの中からいじめ問題を考えていくにあたっては、1対1の関係性ということだけではなくて、やっぱり子どもの長いスパンでの育ちの中でのいろんな課題があるのではないかというご意見を出されまして、特にその健康といったような、様々虐待の背景があったり、厳しい状況の家庭で育っていく子どもがいたりということも視野に入れた市の方針として、この検討の部分特に盛り込んでいただきたいのだという、そこはケース的にいろんなケースに関わられている方ですので、やはり健康とか、基本的な生活習慣のことを抜きにしてはいけないのではないかとことを言われています。

松原教育長

例えばいじめの問題で、子どもの論理から言った時に、あの子は不潔であるからいじめるといふようなケースがありますよね。

こういう文言を入れることによって、意図はそういう意図じゃなくても、いじめられる子どもにも原因があるのではないかということになりはしないかという感じがするんですよ。

だからいじめられないように、基本的な生活習慣に気を付けなさいとか、そういう指導になってしまうのではないかと。そこら辺りはどう説明しますか。

人権・こども支援課長

入れた意図につきましては、そういった流れ、スパンの中で、そういう健康に対する意識であるとか、基本的な生活習慣とかを身に付けていくということが、そういういじめの問題であったり、子どもが自律的に生活していくことであったり、そういったことも含めた広い範囲のことでより重要であるというような意味合いで書いている部分ですが、教育長がおっしゃられるような受け取り方をされるとすると、中々文面でしか市民の方は読み取れませんので、そういう読み取りがされるとすれば、課題というかちょっと問題かと考えます。

今回の議案につきましては、第3回検討委員会の報告書ということで教育委員会の方にいただいたものでございますので、いただいた以上、あとは教育委員会の責任、判断において修正があっても然りとは思っております。それを市長の方まで上げていくという形になるという形の今日の議決をいただきたいということですので、できれば今日の中で修正等がありましたらお願いをいたしたいと考えております。

人権・こども支援課生徒指導対策監

ちょっと付け加えさせていただきます。3ページの保護者・市民としてというところに、最後に、家庭・社会生活における子どもの基本的な生活習慣や規範意識の定着に関し、地域で子どもを育てていくという観点から、日頃から子どもを温かく見守りながらその成長を促すというところの記述と

連動している流れの中で、健康福祉部の課長さんから健康という形での意見があり、生活習慣という文言とのつながりを入れたと思います。その辺り、また検討していただけたらと思います。

谷委員長

3ページにもこういった文言があることとのつながりだというわけですね。

アの「また」というところの後が、なんか付け足したみたいな感じになっているわけですよね。だから、要するに、いじめ防止に関する施策を非常に重要な施策はこれですよと、高知市ならではとか、高知市として施策をこう考えますという内容なので、その中のアとしては、総合的な内容を書いてあるわけですよね。高知市教育振興基本計画に基づいた人間関係づくりであるとか、道徳であるとか、体験とか、生徒指導充実などがある。そういう中に、健康教育というものも当てはまるということではないかと思うんですよ。

それを、「また」として、健康に関することで、基本生活習慣が非常にこう重要なような感じのアの表記を受けるので、そうやってきた場合に、今教育長がおっしゃったような意味に、一人歩きますので、そこがちょっと心配という感じもしますが。皆さんいかがですか。

松原教育長

子どもの教育という面から考えた時に、健康教育とかそういうことは大事なことは良く分かる。分かるけれども、いじめ問題への対応ということで書いてしまうと、これはそういう子どもはいじめられて当然だと。場合によったら。だから、あなたにも責任があると、だから直しなさいという指導しか出てこない。

これは、よく間違った指導の事例として出てくるわけですよ。それをそのまま書いているような感じがするんですよ。

それで、3ページの問題は、同じようなことを書いているけれども、これは、保護者、市民として、日頃から子どもを温かく見守ってやってくださいということを行っているわけだから、これはいいと思うんですよ。

人権・こども支援課長

同じような意味合いかとは思いますが、書く場所によってちょっととられ方が違うということであれば、誤解のないようにしていかなくてはいけないと思います。

松原教育長

これは、なくてもいいんじゃないですか。例えば道徳教育とか、人権教育とか、あるいは自他を思いやる心とか、そういうことが、やはり希薄になってくるとどうしてもいじめ問題が起こっていくということで前段書いているわけだから、そこに健康教育とかということになってしまうと、話がおかしくなってくる。

谷委員長

この場所に入れるよという意見があったのですよね。

人権・こども支援課長

原案は、事務局の方でご意見を基に作成しまして、ご検討をさせていただいたという経過はありません。大体どの辺にということまでは話しもさせていただいたところはありません。

谷委員長

そしたら3ページにあるということで、ないことはないということですよ。

人権・こども支援課長

そうですね。

谷委員長

となると、アのところを、「また」以降のこの文章を除くという案が考えられますが、委員の皆さんいかがですか。

松原教育長

いじめの定義の中で、いじめ問題というのは、いじめの被害者には非がないということを前提にこの文章は流れているわけでしょう。

人権・こども支援課長

いじめられる理由があるからいじめたということは、いじめを考えていく上では、駄目ですということですね。

松原教育長

そういうことがずっと流れているわけよね。

谷委員長

そうですね。

松原教育長

誤解されるおそれがあるんだったら、これは削った方がいいと思いますが。

西森委員

私もなくてもいいかと思いました。まず、構造自体から見ると、アのなかに、確かにいかにも付け足しというか、文が2つになっていて、まず学校の取組を支援するという言葉があった後で、「また」といって、今度は、学校・家庭への取組を支援するといっって、対象が2つですけど、一部は学校という言葉が重なり合っていて、場合によったら、そこはもう1回文章としたら、入れ直してもいいのかと。でも家庭が中途半端に入ってきたので、ややこしくなったと思います。だから、ここについて何かすっきりした文章にならないかと思ったんですけど。

更にまた、健康に対する意識というのは、究極を言えば心身の健康、皆が自分の体を大事にして、加害者側も被害者側も与えられたこの体と精神を大事にするということが、広い意味での人権教育だろうと思ったんですけど、それについては、その下のオにある「家庭・地域がいじめ問題に関心をもち、児童生徒の健全育成」という言葉があるんですよ。

この健全育成という言葉には、十分健康という意味合いが入ってきているのではないのかということも思ったのです。

そうすると、ここは構造としたら市が誰に対して、何を支援するかになって、アは学校に対して支援する。で、オにおいて、家庭に対して支援する。

それで、対象がアとオで分かれていて、アの「また」の部分はなぜか学校と家庭と2つに跨ってしまっているの、そのまたの部分は削って、それがどこかに収まるかという、オの家庭のところに「健全育成」という言葉が入っているの、ここで意味を兼ねていると解釈すれば、ご指摘いただいた方の意にも沿うのかと思って、で、元々3ページを反映しているんだという部分については、3ページの「家庭・社会生活の子どもの基本的な」という部分は、まさに健全育成の内容そのものだと思うので、そういう意味では連動してくるのかと。

長いこと申しましたが、結論としては、削っても大丈夫と思った次第です。

谷委員長

それでは、このことについて、特に他にありませんか。

では、アの「また、児童生徒の健康に対する意識を高め、基本的生活習慣の定着が図られるような、学校・家庭での取組を支援する。」という、この文章を取るといことでよろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

それでは、そうになりましたのでよろしく申し上げます。

人権・こども支援課長

ありがとうございます。

谷委員長

その他にございませんか。

西森委員

13 ページをお願いいたします。

13 ページの上段部分は、以前私がこの最初の案を拝見した時に思った問題意識に関わる部分として、学校では一般社会のように、加害者は刑事裁判によって処罰をして、場合によっては、隔離すればいいという発想ではないという形で動いているだろうとまず認識をいたしまして、そうすると、いじめた生徒について、どういうふうに教育的立場から関わるのかという問題が、やはり記述があるべきだろうと思っていたところを、こういう文章を入れていただきましたので、すごくありがたく感じているところです。

単に言葉だけの問題です。1 行目にいじめを行った児童生徒という言葉が出てきまして、2 行目はいじめた児童生徒という割とあっさりした表現に代わっていて、その次の2 行、3 行下ですか、そこにまたいじめを行った児童生徒という言葉があるので、ここは統一した方がよろしいのかという、単に字句の問題と、あと、下線がある中で、3 の重大事態の対処の上の3 行のところ、個人情報取扱等の句読点が違っているというところです。

それで、1 つここで議論を若干させていただきたいのが、真ん中ほどにある「いじめられた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の保護者の理解や納得を得た上、連携して適切な対応を行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な支援を行う。」という、この意味合いが、すごくいろんなことが考えられて、配慮された結果にできている文章だと思うんですが、イメージとして、意味合いが、私には映ってこない。なんかいろんな思いがあたりだという思いがして、どういう内容かということなんです。

つまり単純に連携して適切な対応を行えるよう保護者の協力を求めるとともに、支援を行うのであったら、すごくシンプルでしょうけれども、そこは、やはり納得やご理解を得ながらというか、それがなければできないことでもあるんですけど、ここに寄せられたこの3 行に対しての意味合いともう少し別のすっきり出てくる表現がないかというようなことを思った次第ですが、いかがでしょうか。

松原教育長

これは、大変難しいですね。実際の問題としては。いじめられた子どもといじめた子どもの親も含めて、お互いが理解をし、納得した上でという言い方。

谷委員長

連携して対応、いじめた方といじめられた方との親が連携してという文章から読んだら、そういうことですね。

西森委員

そうです。これは、まさに目的語というか、対象が、ちょっと誰と誰の連携なのかとか、誰と誰のどの間での理解、納得なのかとか、何に対しての理解、納得なのかというのか、多分すごく解釈が多様に出てくる文章だろうと思ひまして、それで、加害者、被害者の親が連携するのは、これはもう、多分そこまでいったら解決しているだろうという状態です。

松原教育長

そう。

谷委員長

中々連携は難しいでしょうね。

西森委員

ある意味、理想だと思います。

松原教育長

納得しないから、問題になるのだから。

西森委員

そうですね。だから、もしこれが切り離されてくるとすれば、確かに双方の保護者を置き去りにせず、きちんと取り込んで、連携するというのは、すごく大事だし有益だし、必要なことだろうとも思うので、この中身が悪いとは思わないです。ただ、書きぶり、表現ぶりですよ。

松原教育長

百歩譲って、ここの場面というのは、いじめられた子どもや親に対しては、親身になった対応をするということが、いろんな形で文部科学省の指導の中では出てきているよね。

加害者の親に対して、納得のいくところまでは書ききっていないんじゃないか。

なかなかそれが難しいわけだから。だけど、被害にあった、例えばいじめで自殺をしたという子どもがいれば、その親に対しては、ほんとに親身になった対応をしなさいというところは、よく書かれているわけで、その辺りで納めるかどうかという問題だろうと思うんですよ。

それで、被害者の親に対して、親身になって対応しないために、いろんな問題が起こってきている。大津の問題もそうであると。だからその辺りをここで書くのか、もうそれは書かないのかとかいった問題だろうと思うんです。

西森委員

そうですね。確かに極限事例にしても、許せないという事態までいったら、それは加害者の親も一緒に、民事的には賠償責任を負う立場ですから、しょうがないのかという感じもしなくはないんです。ただ、いじめと言われているものの多くは、幸いにしてそこまで極限的な事態に至っていないものもかなりあって、あとでちょっと申し上げようと思ったのですが、その扱いが、むしろ、日々、日常起きていて、かつ、早い段階で、いい形で教育的にも納めなければいけないのだろうと思うんです。理想と申しましたら。

それで、その段階であれば、やはり加害者の親にどうアプローチしていくかというのは、すごく重要な問題だろうと思っておりますし、ワイドショーなんかで、有識者というような人の話を見ると、中には、そういう加害者の親が変われば、あるいは親とうまくいけばいじめは解決することをおっしゃる方もいるので、多分何かいろんな資料といたしましよるか引っ張ってくれば、その辺のケアについて、何がしか書いている方もいるかもしれないと思うんですけど、ただ、残念ながら、今はスピードが大事な感じなので、文部科学省も中々そこまで踏み込んでこないのだと思うんですが、ただ、日常起きている学校現場で、抱えているいじめの問題の大半は、やはり加害者の親にどうアプローチしたらいいか分からないというところがあるのではないのでしょうか。

そこは、もしかして今回にはもう無理なので、例えば今後3年間の経過措置でとか、別途、防止委員会もあるということなので、その加害者とされる、それも比較的、軽微と扱ってはいけませんが、解決できそうないじめ事案においての加害者対応をどうすべきであるかというのを議論していただくとかして、何か問題意識はやはり持った方がいいと思います。

人権・こども支援課生徒指導対策監

このいじめ防止基本方針は、基本的ないじめに対する対応の流れを書いております。重大事態に至る前の内容ということでの記述になっておりまして、確かに学校の方でもいじめが発生した場合には、教育長が話したように、あくまでも被害者側に立って親身な対応をすると、ただ、加害者側の方の事実確認であったり、それから加害者側の親にも伝えていかないといけない状況もあります。

それから、すごく今、いじめという言葉に敏感に反応して、加害者側が逆に言ったら、そうではないと反論をされたり、それから逆に、すごく保護者も苦しんで、加害者側の親もしんどい思いをしている状況もあると。

ただ、その辺りでは、どうしても最終的には、解決していく為には、保護者同士とか、子ども同士での謝罪の会であったり、解決することの最後の方向に持っていく為には、やはり学校と連携をしながら、いじめた側といじめられた側で、やはり保護者、子どもについてのケアもやっていかな

ければいけないという意味で書いたのですが、表現が確かに分かりづらいというのがあり、その表現については、見直しをしないといけないと思います。

西森委員

例えば、今思いついたのですが、先送りのなことと言えば、いじめの解決に当たっては、加害者の保護者も重要な立場にあることを認識し、事案に応じた適切な対応を心がけるとか、適切なアプローチを心がけるとかということが大事で、加害者の親を敵だと認識してしまったら、もう終わりだと思えます。

そしてまた、常識的な方が多くて、子どもが加害者だけ、話せば分かるし、それは申し訳なかったと言い、ちょっと最初は認識が違っているけど、説明すれば分かるというような方もおいでだと思います。

それで、恐れず取り組んでいけば、きっといい方向に動いてくださるのかとも、楽観的かもしれませんが思いました。

加害者の保護者も取り込むという事について、ここで中身までどうすべきかまでは踏み込むのは、若干時期尚早かもしれないという感じがいたしました。

谷委員長

13 ページの上の4行目までは、要するに加害者の方の児童生徒に対してはこんな指導を行いますという事が書かれていますよね。

その次の3行は、加害者側、被害者側の保護者間の連携を書こうとしたものではないわね。どちらの親にも、学校としてというか、行政としても支援をしていくという事を書きたいのよね、この3行には。だから、それが分かるようにすればいいと。

松原教育長

だから、初めの4行を書ききれば、両方に支援を行うようにということを言っているのではないか。

谷委員長

児童生徒への支援が最初の4行で、保護者への支援が次の3行になっているんですよ。

西森委員

そうですね、それでは、やはり被害者保護者というのと加害者保護者というのは、明確に書き分けた方がいいのかも知れないですね。

だから、やはり被害者保護者も自分の項目はどこだろうと、例えば、いじめにあった時に、これを何らかの拍子に見るとか、市に対して何かを言おうとかと見ていた時に、同列かと見えてしまう可能性があるんでしょうから。

やはり、そこは、そういう意味では、加害児童という言葉にすごく抵抗があるんですよ。ほんとに悪意のないことが発展することだってあるでしょうし、子どもですから、確かに悪ふざけで、それはいけなかったけど、戻れるケースもあると思うんですよ。

それをきれいに色分けすることには、ちょっと抵抗があるんですけど、それをこの場面で一応分けるとすれば、保護者も分けたほうがいいのかも知れませんね。

そのことにも関連するのですが、重大事態については、すごく濃厚に書かれていますでしょう。そういう意味では、重大事態手前のものが、件数にしたら圧倒的でやはり99%位が自殺、不登校にいたらないいじめだと思うんですよ。

これに対する措置というのが何か所かにあるんですけど、この記述の量でいいのかという気は実はちょっとしているんです。

重大事態は確かに重大ですけど、むしろ現場で、いじめが起きたからどうしたらいいとマニュアルとして見た時に、見たいのはそちらではなくて、むしろ重大の手前のものですよ。

松原教育長

私も、基本的に思うのは、いじめ問題というのは、毎日の子どもの人間関係のトラブルから発生するような問題がいっぱいあるわけだから、些細な問題というのは、私は、子どもたち自身がそれを解決していかないといけない問題だと思います。

それで、ここに書かれているのは、すごく深刻な問題というか、それを教師が取り上げて、あるいは親が取り上げてやるというのは、深刻な問題であって、もう日常起こる問題というのは、子ども自身が誰にも言わないで全部それを乗り越えていっているわけよね。

谷委員長

どちらも大事に書いておかないといけないということですよ。

人権・こども支援課生徒指導対策監

これは文部科学省の基本方針に沿って校正して内容も作っております、また基本的にはこのいじめ防止対策基本法が、もう二度と子どもが命を落とさないという設定からきていますから、重大事態の記述が大変多いですが、確かに委員の言われたように、防止とか、それまでの対応というのが大事かと思えます。検討委員会の委員からは、やはりもう少し詳しい対応の仕方とか含めてのガイドライン、運用マニュアルのようなものは、別の資料として、今後作成をしていって欲しいという話がありましたので、それについて、その意見に沿って今年度中にガイドラインとか、運用マニュアルを含めてのものを作っていきたいとは考えております。

西森委員

分かりました。マニュアルとかは別に作成ということで、それとこのいじめ防止基本方針は、文部科学省が作っている現在の日本の最新のものに近いものだと思ってよろしいということですね。ありがとうございました。

松原教育長

これからの対応でさっきの問題を片付けるために、その4行目、5行目、6行目、この3つは、あえて書く必要があるのかという感じがします。要は例えば、その文章の措置の中の、いじめられた児童生徒を守りとおすことということは、子どもも守るし、親も守ることになるわけですよ。親の指導も含まれていくわけですよ。

一方、いじめを行った児童生徒に対しても、これも親も一緒にいいわけですよ。子どもの前で、あなたの行為はいけないと言うわけですから。

そういうことを考えた時に、その4行目から3行はあえて書く必要はないのではないかと。確かに理想形であることは間違いないが、理想形を書くことによって、我々が一番問題視するのは、親の考え方が、なかなか理解が得られないということが大部分あるわけよね。それで困っているわけだけども、これを変えてしまうと理解を求めていかないと前へ進まないような雰囲気になってしまう。

西森委員

それとですね、そこから先の何行か下で、下線部分の後で、全教職員の共通理解、保護者の協力という言葉がここにあるんですよ。あるのであれば、私も今伺っていて、ここの部分は、ほんとに理想だけでも、まだちょっとそれこそ通説、学説も確定してないところのようですし、外して、今後マニュアルとかで書くようにすれば。

谷委員長

だから、12ページの下の方に、いじめられた児童生徒は保護者もきちんと出ているわけですよ。児童生徒や保護者の心情と出ているので、この3行は除けても構わない気がしますね。13ページの5行目からの3行を除くことにしたいと思います。よろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

ということできたいと思います。

大変全体的にまとまっていいものにできていると思うんですが、他に何かありましたらおっしゃってください。

松原教育長

この教育委員会で作ったものを市長部局の方で決裁を取って、最終的には高知市と高知市教育委員会の連名でこの基本方針が作られるという形になります。

西森委員

先程の断定すべき場面と、そうじゃない場面があるというお話に関連することですが、2ページ目の末尾ですが、ここも断定して大丈夫ですね。

というのは、私の考え方というのは、市の職員、市の側、学校とかいうのは、これは当然、努力しますではなくて、やりますというべきだと思うんですよ。

この末尾のところは、保護者、地域住民、関係機関と連携してになっていますでしょう。ここは可能ですかね。そういう意味では、こちらの意思だけでは決められない部分ですけど、ただ実情として、もう実際いろいろPTAとかもあるわけですし、連携が不可能な場所があったら、やはり断言するのは危険だと思うんですけど、連携できると考えてよろしいですか。

谷委員長

学校は、やはり、保護者、地域との協力の下にいじめをなくしていこうという動きがすごくあるので、そういう意味では、するべきであるということではないですかね。ここについては。

西森委員

ここについては。分かりました。それであれば。

谷委員長

それでいかなくはならない。

人権・こども支援課生徒指導対策監

最初は、見守りするという表現から、これはやはり学校として協力していただきながらやらなければいけないだろうという意味から、ちょっと表記を変えてみたんですが。

西森委員

分かりました。

人権・こども支援課長

やっていくということで。

西森委員

分かりました、ありがとうございます。

山本委員

9ページが一番下ですけども、極力努めるという言葉を外されているという話が前段にいろいろあったんですけども、「速やかに学校または相談機関に通報・相談できるよう」とあって、その後、啓発及び関係機関の周知に努めるとあるのは、速やかに相談したいけど、相談するところが努めるという話でいいんですかね。

周知よりは早く取り組むというふうな意味の方がもっといいのではないかなという気がしたんですけども、いかがでしょうか。

人権・こども支援課長

そういう議論もちょっとしたのですが、啓発という言葉が前にきていますので、啓発は、やはり努めるという表現がいいのではないかと。啓発するとなると、ちょっと上からの感じになってしまうというような形も考えまして、啓発及び関係機関の周知に努めるということにしました。

西森委員

努めるという言葉については、全部そういう議論をされているということでもいいんですかね。次のページを見たら、また努めるが何か所かあるんですけど。

人権・こども支援課長

すべて外すということで、議論したわけではありませんので、残すべきところもあったというところでご理解いただけたらと。

西森委員

10 ページの②のエでは、啓発という言葉はなくて周知に努めるになったりとか、それぞれ意味があつて、議論されたということだったら、もうこれで構わないと思います。

谷委員長

この努めるというのは、これは努めるが必要であるとか、これは努めるではいけないということ、一つ一つ見てきた上での、判断ですよ。

人権・こども支援課長

努めるが非常に多くて、何とか表現を変えようという思いもありましたが、強くやはり積極的にという部分と、またここは努めるという言葉でおいといた方がいいという判断をした部分とあります。

西森委員

こだわるわけではないですが、10 ページで③のオですが、「教育委員会は」が主語になる部分ですけど、教育委員会は、学校ができるように「指導・助言に努める」とありますが、「する」ではまずいのですか。

人権・こども支援課長

ケースバイケースというところがあつて、すべて何かあつたら学校へ指導するかということとなると、そうではないということがあつて、学校の判断というところもあるし。

谷委員長

でも、やはり教育委員会は、指導、助言をしなければならないわけよね。

松原教育長

全部、例えば支援とかそういう言葉で逃げているような感じがする。指導しないといけないところは指導しないといけない。

谷委員長

大事なことです。

松原教育長

だから相談ですが、ちょっと事務局の方で検討して、委員長に見てもらって、委員長の承認を得て、市長部局の方に出したいと思うんですが、いかがでしょうか。

谷委員長

よろしいでしょうか。

委員一同

お願いします。

谷委員長

しっかり検討させていただきたいと思います。ということで、他にはよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 31 号「高知市いじめ防止基本方針の策定について」は、一部の削除する部分を除き、また委員長の最終的な決定に託すということで決することにいたします。ご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、続いて報告事項に参りたいと思います。

「新図書館等複合施設建築工事について」、事務局から説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣です。

お手元の資料の新図書館等複合施設整備スケジュール（案）と書いた資料をご覧になってください。

2 ページ目をご覧ください。先週金曜日 5 月 23 日に建築主体工事新図書館等複合施設の落札をいたしました。

予定価格 97 億 9140 万 9 千円、落札額は 90 億 6 千万ということで落札をいたしました。

業者名大成建設株式会社四国支店と書いておりますけれども、これは共同企業体、3 業者の共同企業者 J V でございます。

次のページをご覧ください。3 ページ目、総合評価の落札の評価の一覧表が出ていますが、左下に小さいですけど大成、ミタニ建設工業、有生特定建設工事共同企業体ということで、2 業者が県内業者ということで、共同企業体が落札をいたしました。

4 ページ目は、その時の新聞記事でございます。

1 ページ目に戻っていただきまして、落札をいたしましたので、落札額の決定に伴いまして、これは、県と業者が県に委託してやっている部分でございますが、県と高知市の間でも、その負担について、委託契約を交わしております。これが落札額の決定に伴いまして、減額の変更契約を今、実施しようとしております。

額については計算中でございますので、お示しできておりませんが、これは計算して県と仮契約でき次第、6 月議会の方に、変更契約締結議案として議案提出を考えております。

それ以降につきましては、電気設備工事、空調設備電気設備工事、衛生設備工事の入札がまだ控えておりますので、そういった入札も公告して、準備をしながら、建築工事としては、26 年 8 月着工予定、25 か月工期で、28 年 8 月竣工予定で、28 年度中の開館を目指していきたいと考えております。以上でございます。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

それでは、次に、「行政情報一部公開決定及び訴訟の経過について」、事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課、中田です。

今、お配りしておりますものは、訴訟の訴状、それから原告からの証拠文書、それから訴訟までの通知文書等、それから第 1 回の公判で提出いたしました答弁書となっておりますが、特別の資料ということではなくて、回覧いただくというような形のものとなっております。

資料といたしましては、お手元の A 4 のデータになりますけれども、行政情報一部公開決定及び訴訟の経過報告という表になったものがございますので、そちらの方をご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

それでは、行政情報一部公開決定及び訴訟の経過についてご報告いたします。

本件の発端は、平成25年1月15日に、原告より平成23年4月1日から24年12月31日までの高知市立の小中学校のいじめ件数の月別、学校別に分かる資料の行政情報公開請求に始まるものでございます。

この請求に対しまして、教育委員会としましては、平成25年1月29日に、行政情報一部公開決定の通知を行いました。

本情報公開請求のうち、月別に分かる資料は、教育委員会として作成しておりませんので、不存在とし、学校別に分かる資料につきましては、高知県教育委員会の調査である長期欠席、不登校等に関する調査、この調査には、いじめの認知件数及び長期欠席、不登校児童・生徒数、暴力行為の発生件数が含まれておりますが、これを学校別、学期別に学校名を非公開とし、公開をしたものでございます。

本件に関し、原告より平成25年3月4日に、学校名の公開を求める異議申立てがあり、3月18日の教育委員会臨時会におきまして、高知市行政情報公開個人情報保護審査会に諮問も決定し、同日諮問を行いました。

審査会には、教育委員会からも説明書の提出や口頭説明を行いました。平成25年11月18日付けで審査会より答申がありました。

答申の結論といたしましては、高知市教育委員会は、本件異議申立ての対象となった文書の中の学校名について、当該学年の男子児童・生徒若しくは女子の児童・生徒又は当該学年の全児童・生徒が10人以下である学校を除き公開すべきであるというものでございました。

これに対しまして、11月定例教育委員会におきまして、審査会の答申は尊重するものの、学校名は公開すべきでないとの決定をいただき、異議申立てについて棄却をする旨、平成25年12月2日に原告に通知をいたしました。

学校名非公開の決定に対しまして、原告より非公開決定の取消請求の訴訟があり、平成26年3月26日に教育委員会に訴状が届けられたものでございます。

なお、平成25年12月3日に、もう一人の原告より行われた行政情報公開請求につきましては、教育委員会では、平成26年1月31日に一部情報公開決定を行いました。

この決定に対し、前述いたしました原告とともに、非公開決定の取消請求の提訴があったものでございます。

裁判に関わりましては、平成26年5月9日に第1回の口頭弁論が高知地裁でありました。この第1回の部分については、認否を明らかにするというので、ここは認め、ここは争いますということを書き添えて提出をしたものでございます。

第2回の口頭弁論、7月4日に予定されておりました。その際には、高知市教育委員会の学校名公開意義の説明をしていくということになっております。

経過についての報告は以上です。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

松原教育長

この公開については、一応はいじめの認知件数は、公開しています。ただ、学校名を公開していないだけです。高知市の公開条例の審査会の方は、小規模校を除いて学校名を公開しなさいと答申が出されているわけですが、教育委員会が答申に従わなかったため、訴状は、教育委員長宛に来ていると思います。

人権・こども支援課長

その形の文書が届いています。

谷委員長

学校名を公表すれば、本人を特定することができるということがあるわけですね。

人権・こども支援課長

審査会の方では10人以下という小規模、高知市はあまりないんですけども、そういう学校については個人が特定される恐れがあるので非公開でいいと。しかし、10人以上の学校については、人数が多いので特定されないのが公開しなさいというような趣旨の答申でしたけれども、やはりそうではなくて、大規模な学校でも学級の中に1名の場合とか、認知件数が少数の場合もあります。そういった場合には、学校関係者が知りえる情報というものがあるわけですので、その中から容易に特定される。個人の特定、あるいはもう権利、利益の問題というのがあります。やはりいじめられたとみられたり、いじめをしたとみられたりするというのが、個人の不利益につながっていくだろうと、あるいは高知市教育委員会が一律に学校名と数を出すということは、学校の序列化というような問題にもつながっていくだろうということが争点となると考えています。

谷委員長

保護者が混乱するというか、自分たちもそう、各クラスの子どもたちも、自分たちのクラスのあの子のことでないかとか、非常にそこが心配されます。皆さんいかがでしょうか。質疑等がありましたら、この件について。

松原教育長

これは、こういう状況ですから、知っておいていただきたいということです。

谷委員長

分かりました。それでは、それでよろしいでしょうか。

委員一同

_____ 【は い】 _____

谷委員長

では、以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします

閉会 午後5時40分

署 名

委員 長 _____

4 番 委 員 _____